

横路 一 小沢 合意文書

2001.12.7

日本国憲法の理念である平和主義・国際協調主義に基づき、我が国の平和と安全、独立を確保するため、安全保障は以下の原則により行う。

(1) 自衛隊は憲法9条の理念に基づき専守防衛に徹する

日本が武力による急迫不正の侵害を受けた場合およびそのまま放置すれば侵害を受ける蓋然性が極めて高い場合に限り、国民の生命および財産を守るため、武力による阻止または反撃を行うものとし、それ以外の場合には、個別的であれ集団的であれ、自衛権の名の下に武力による威嚇または武力の行使は一切行わない。

(2) 地域安全保障体制の確立

日本およびアジア太平洋地域の平和と安定のため、日米安全保障体制は引き続き堅持する。さらに日本を巡る北東および東南アジアの平和的国際環境を醸成し発展させるため、当該地域諸国（米国を含む）からなる協議・協調の機構設立を目指す。

(3) 国際平和協力は国連を中心に行う

国連を中心に世界の平和・安全を確保するために日本として積極的に貢献する。そのため自衛隊とは別組織の国連待機部隊を新たに創出する。国連の決議等によって要請された行動にその部隊を直ちに派遣し、国権の発動とならないよう、指揮権を放棄し国連に委ねる。

(4) 国際連合改革にリーダーシップを発揮する

全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存できるよう国際連合を改革し、安全保障、核軍縮・軍備管理および地球環境保全を図るために体制強化を行う。また国際紛争の防止、治安維持・回復のための国連警察機構創設を目指す。